

**藤沢市次世代育成支援後期行動計画(平成22年度～26年度)****I 後期計画の策定にあたって**

- 第1章 計画の概要
- 第2章 子どもと家庭をめぐる動向
- 第3章 前期計画の達成度と後期の主要課題

**II 基本構想**

- 第1章 将来像と基本理念
- 第2章 6つの基本目標と後期の施策体系
- 第3章 平成26年度に向けた特定事業の目標事業量

**III 後期基本計画**

- 第1章 地域における子育ての支援
- 第2章 親子の健康の確保及び増進
- 第3章 豊かな心を育む教育環境の整備
- 第4章 子育てしやすい生活環境の整備
- 第5章 仕事と家庭の両立の推進
- 第6章 援助が必要な児童への取り組みの推進

**IV 計画の推進のために**

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の実施状況の評価・点検方式の確立と周知

**子ども・若者計画2014(平成25年度～26年度)**

- I 青少年育成の基本方針の改定
- II 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の育成支援
- III ふじさわ子ども・若者計画2014
- V 子ども・若者計画の推進体制と進行管理

**子ども・子育て支援法第60条に定める国が示す基本指針**

(必須項目)

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保、実施時期
- 3 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保策、実施時期
- 4 教育・保育の一体的提供と推進体制

(任意項目)

- 1 子ども・子育て支援事業計画の理念、計画期間等
- 2 産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 3 専門的な知識や技術を要する都道府県が行う支援との連携
- 4 職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備
- 5 計画の達成状況の点検・評価

**(仮称)藤沢市子ども子育て・若者支援事業計画****I 計画策定にあたって**

- ・子ども子育て・若者支援計画策定の趣旨等

**II 藤沢市の子どもと若者を取り巻く環境**

- ・人口の動向、ニーズ調査からみる子育ての現状
- ・これからの子ども・子育て支援の課題 等

**III 子ども・子育て支援計画****第1章 子ども・子育て支援の基本的な考え方**

- ・将来像、基本理念、施策体系 等

**第2章 施策の方向と支援事業**

- (1)子どもの成長を支える
  - ・家庭及び地域の子育て機能強化
  - ・幼・保・小の連携
  - ・発達支援、次代の親の育成 等
- (2)子育てしやすい環境をつくる
  - ・母子保健、小児医療体制、生活環境、ひとり親家庭支援 等
- (3)仕事と生活の調和を目指す
  - ・男女共同参画、各種制度の利用促進 等
- (4)子どもを守る
  - ・虐待防止、いじめ対策、防犯、事故防止 等

**第3章 教育・保育施設の充実**

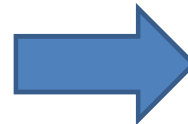
- ・教育・保育提供区域の設定
- ・教育・保育事業の需要量および確保策
- ・教育・保育の一体的提供の推進 等

**第4章 地域子ども・子育て支援事業の充実**

- ・地域子ども・子育て支援事業の需要量および確保策

**IV 子ども・若者計画****第1章 子ども・若者支援の基本的な考え方****第2章 基本目標と施策****V 計画の推進体制**

- 1 関係機関等との連携
- 2 計画の達成状況の点検・評価



## 藤沢市子ども・子育て支援事業計画の構成（案）

### I 計画策定にあたって

#### 1 計画策定の背景

- これまでの少子化対策、少子化傾向を概観し、本計画策定に至る経過・背景について記述します。
- あわせて、子ども・若者計画の背景、子ども・子育て支援計画と子ども・若者計画を一体的に策定する意義について記述していきます。

#### 2 計画策定の趣旨

- 子ども・子育て  
「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすとともに、そうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現」（国の基本指針より）
- 子ども・若者  
子ども・若者計画 2014 の「I 青少年育成の基本方針の改定 1 基本方針改定の趣旨」部分の改定。

#### 3 計画の位置づけ

- 子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく計画
- 最上位計画である総合計画をはじめ、地域福祉計画、教育振興基本計画、障害者計画等との調和を図ります。

#### 4 計画期間 任意

- 平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年を 1 期として作成

#### 5 策定体制

- 子ども・子育て会議の設置
- ニーズ調査等による子どもの保護者、子ども・子育て支援にかかる当事者の意見の聴取
- 市町村は、子ども・子育て支援事業計画等への子育て当事者等の意見の反映などのため、地方版子ども・子育て会議を置くことに努める旨を記載。（国の基本指針より）

## **II 藤沢市の子ども・子育てを取り巻く環境**

### **1 人口・世帯・人口動態等**

○人口・世帯数の推移や人口動態等から、少子化、核家族化、就労の状況等を整理します。

### **2 子ども・若者の困難な状況**

○ニート、ひきこもり、不登校、中退、就職・離職状況、フリーター等の状況について整理します。

### **3 教育・保育施設の状況**

○幼稚園、保育所等の設置状況、定員・利用者数の推移を示します。

### **4 これまでの取り組みの状況**

○子ども・子育て：次世代の総括、法定 13 事業の実施状況をまとめます。

○子ども・若者：藤沢市の支援状況、各課の取り組み状況をまとめます。

### **5 ニーズ調査の結果概要**

○保護者の就労状況・意向、教育・保育施設等の利用ニーズ、地域子ども・子育て支援事業の利用ニーズ、小学校入学後の放課後の過ごし方等の概要を示します。

### **6 藤沢市の子ども・子育て、子ども・若者支援の課題**

○1～4 の結果等から、これからの藤沢市の子ども・子育て、子ども・若者支援の課題を整理します。

### Ⅲ 子ども・子育て支援計画

#### 第1章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

##### 1 基本理念 任意

○本計画における基本的な考え方を示します。

- ・ 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- ・ 障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- ・ 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- ・ 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- ・ 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

(国の基本指針より)

##### 2 家庭・地域・事業者・行政の役割

○自助・共助・公助による子ども・子育て支援を推進するため、家庭・地域・事業者・行政の役割を整理します。

## 第2章 施策の方向と支援事業

### 1 子どもの成長を支える（教育・保育、地域型保育事業）

- 次世代育成支援行動計画後期計画の「基本目標1」「基本目標3」を継承する形で、地域の子育て機能強化、幼・保・小の連携、発達支援、次代の親の育成等について、考え方及び施策の方向性について記述します。
- 0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業期間満了時（原則1歳到達時）からの利用を希望する保護者が、1歳から質の高い保育を利用できるような環境を整えることが重要である旨を記載。（国の基本指針より）

### 2 子育てしやすい環境をつくる<sup>任意</sup>

- 次世代育成支援行動計画後期計画の「基本目標2」「基本目標4」の一部「基本目標6」の一部を継承する形で、産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保、母子保健、小児医療体制、生活環境、ひとり親家庭支援等について、考え方及び施策の方向性について記述します。

### 3 仕事と生活の調和を目指す<sup>任意</sup>

- 次世代育成支援行動計画後期計画の「基本目標5」を継承する形で、男女共同参画、各種制度の利用促進等について、考え方及び施策の方向性について記述します。
- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しに関する施策を記載。（国の基本指針より）

### 4 子どもを守る<sup>任意</sup>

- 次世代育成支援行動計画後期計画の「基本目標4」の一部「基本目標6」の一部を継承する形で、虐待防止、いじめ対策、防犯、事故防止等について、考え方及び施策の方向性について記述します。
- 児童虐待防止対策、ひとり親家庭の自立支援策、障害児施策等、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を記載。（国の基本指針より）

### 第3章 教育・保育施設の充実

#### 1 教育・保育提供区域について **必須**

- 「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位となる区域（教育・保育提供区域）を設定します。

#### 2 教育・保育施設の需要量および確保の方策 **必須**

- 国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。
- 設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。
- 市町村は、「待機児童解消加速化プラン」（平成25年4月19日内閣総理大臣公表）の目標年次である平成29年度末までに、各年度の量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。（国の基本指針より）
- ・認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方（認定こども園を普及させる背景や必要性等）を記載。（国の基本指針より）

（おおまかなイメージ）

教育・保育施設	1年目(平成27年度)			2年目(
	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定
①量の見込み(必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人
②確保の内容(※)	200人	200人	200人	250人
需給ギャップ(②-①)	▲100人	0	0	▲50人

(※) ②確保の内容は、教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)及び地域型保育事業(定員6人～19人の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育等)のごとに設定

#### 3 教育・保育の一体的提供の推進 **必須**

- 認定こども園の普及にかかる考え方や質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割、小学校教育との円滑な接続、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携等について記載します。

## 第4章 地域子ども・子育て支援事業の充実

### 1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策 必須

- 国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。
- 設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。

## IV 子ども・若者計画

### 第1章 子ども・若者支援の基本的な考え方

#### 1 取り組みの方向性

- 「サポート相談窓口の設置」「ネットワークの整備」「子どもの社会性を育む視点」「子ども・子育てからの一貫した育成支援」について、子ども・若者計画 2014 を総括した上で記述します。
- 将来像、基本方針、基本目標をまとめて、施策体系についてまとめます。

#### 2 家庭・地域・事業者・行政の役割

- 自助・共助・公助による子ども・若者支援を推進するため、家庭・地域・事業者・行政の役割を整理します。

### 第2章 施策の方向と支援事業

- 基本方針、基本目標に沿った事業について、事業内容、事業目的、対象等についてまとめていきます。

## **V 計画の推進体制**

### **1 関係機関等との連携**

○庁内関係部局や近隣市町村、県、教育・保育施設事業者等との連携及び協働による計画の推進について記載します。

### **2 計画の達成状況の点検・評価** 任意

○個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていくことについて記載します。

○子ども・子育て支援事業計画は、地方版子ども・子育て会議等を活用し、毎年度点検・評価・公表。（国の基本指針より）